

答 申

諮問第69号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成23年11月17日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「保存期間経過による廃棄のため」との理由で非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年12月2日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年1月4日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関の行った非開示決定を取り消すことを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 「平成13年3月23日付公函訂正（字東山田地区）の手続き準備書類原本」は海草振興局長の代理人である担当土地家屋調査士が代表を務める事業所の従業員が作成した「和歌山県知

事に対する公図訂正同意願い書」を海草振興局建設部管理課職員が起案し、建設部長が決裁したものであり、すなわち第7110号である。

- (2) 第7110号が正に「平成13年3月23日付公図訂正（字東山田地区）の手続き準備書類原本」そのものであり、第7110号そのものが和歌山地方法務局（以下「法務局」という。）へ申し出た文書の和歌山県における決裁の基である。現在の海建第7110号は証拠隠滅工作物件等を抜き去った残りの文書に間違いがない。
- (3) 第7110号文書の文書分類番号は「海建・08・6・02」で保存期間「永久年」となっており、永久保存文書の一部を抜き去り、不完全な中途半端な一件文書にしてしまったことは公務員による文書窃盗事件として調査するべき責任がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関では、平成23年11月22日海草振興局建設部に来庁された際、開示請求のあった本件開示請求以外の請求も含め補正として、公文書を特定するために口頭確認を行った。

その際の対応については記載を行い、公文書として残しており、異議申立人からの回答に関する記載によれば、「法務局に提出されるまでのすべてである。起案文書一式ということによいか。そうだ。（7110号のことではない。）」となっていた。

そこで、海草振興局建設部用地課が保有していた「平成13年3月23日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人〇〇〇〇による法務局に対する和歌山市上三毛字東山田地内公図訂正申出書」（以下「法務局への公図訂正申出書」という。）に関する決裁一連を

開示請求に係る公文書として特定を行った。

広い意味でとらえれば、公図訂正の手續準備書類の中に第7110号文書も含まれると思われるが、「7110号のことではない。」との確認から、異議申立人が求める情報と別であると判断した。よって、あくまで当時用地課が保管していた法務局への公図訂正申出書の副本及びその決裁に関する一連の書類と特定したものである。

本件公文書は、保存期間（5年）経過のため平成18年12月19日（公文書管理簿による）に支出票とともに廃棄しており保有していないため、非開示決定を行ったものである。

第7110号は、公図訂正作業の中で、当時里水路及び県道を管理していた海草建設部管理課が、公図訂正に同意するための起案文書である。

2 本件開示請求をめぐる状況について

異議申立人は、平成20年度から本件請求時点までに、海建第7110号が特定される開示請求は約20件、法務局への公図訂正申出書が特定される開示請求は約10件、財務事務所への地図訂正同意願書が特定される開示請求は約10件、上述した3種類以外の平成13年和歌山市上三毛字東山田の公図訂正に関連する請求件数は約190件と、本諮問案件と同内容あるいは関連の開示請求を繰り返している。現在、海草振興局建設部において平成13年3月23日付け公図訂正に係る現存する公文書は、唯一海建第7110号であり、異議申立人は、すでにその写しを所有しており、現存する海建第7110号を特定し開示を実施する際、県が海建第7110号の一部を毀棄・隠匿しているため自分の求める海建第7110号と異なる旨を主張し、開示の実施を受けていない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

実施機関によれば、異議申立人が海草振興局建設部に平成23年11月22日来庁された際、開示請求のあった本件開示請求以外の請求も含め補正として確認を行った。本件補正として確認した内容は、「法務局に提出されるまでのすべてである。起案文書一式ということによいか。そうだ。(7110号のことではない。)」とのことであったため、実施機関が本件開示請求に対して、海建第7110号を除き用地課で保管されていた法務局への公図訂正申出書の副本及びその内部決裁に関する一連の文書を対象公文書とした特定に、不合理はないと考えられる。

異議申立人は、第7110号が正に法務局に対する公図訂正申出書原本そのものであり、第7110号そのものが法務局へ申し出た文書の和歌山県における決裁の基であり、現在の海建第7110号は証拠隠滅工作物件等を抜き去った残りの文書である旨主張するが、諮問第57号及び諮問第60号における審理等から、異議申立人が当該公文書に添付されていたと主張する書類は添付されていなかったと見ることが相当と判示されている。

また、実施機関における海建第7110号とは別に法務局への公図訂正申出書に関する決裁があり、法務局への公図訂正申出書は法務局が公図の訂正を認め、訂正後の地図を備え付けることにより、目的が達せられることから、保存期間の延長の必要はないものであるとの実施機関の説明は、特段不自然でも不合理なことでもなく、首肯できるものと考えられる。特定を行った法務局へ

の公函訂正申出書に関する決裁の一連は、支出票に添付し5年の保存期間経過により平成18年12月19日（公文書管理簿による）廃棄を行ったものであり、実施機関が保存期間5年経過により既に廃棄されたと見ることが相当である旨、当審査会が諮問第62号答申により確認しているものである。

よって、実施機関が保存期間経過により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

ところで、実施機関の主張からも、異議申立人は海建第7110号に関する公文書の写しはすでに所有しており、これについて、改めて開示請求を受けたいという合理的で、特段の事情も見受けられないことは、明白である。

3 その他

実施機関の主張する本件開示請求をめぐる状況からも、本件開示請求に対して実施機関の行った特定も首肯できるものであるが、情報公開制度は、県民等の請求に応じて、実施機関が管理している公文書を公開することにより、県が行う諸活動の状況を説明し、県民に対する理解と信頼を深めることを目的とした重要な制度である。補正に関しては、より正確な公文書の特定を行えるよう、慎重に行うべきである。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年2月6日	○諮問（実施機関）
平成24年2月24日	○実施機関からの理由説明書を受理

平成24年3月9日	○異議申立人からの意見書を受理
平成24年4月27日	○審議
平成24年5月25日	○審議
平成24年6月15日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成24年7月27日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成25年7月25日	○審議
平成25年8月29日	○審議
平成25年11月5日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成25年12月17日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成27年2月16日	○審議
平成27年3月11日	○審議
平成27年3月26日	○実施機関からの説明資料を受理
平成27年4月10日	○審議
平成27年5月13日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 23 年 11 月 17 日	平成 13 年 3 月 23 日付公函訂正（字東山田地区）の手續準備書類原本全部の開示。